

一般名処方について

厚生労働省では薬剤の成分をもとにした一般名処方を推進しており、当院でも一般名処方について積極的に取り組んでいます。

特定の医薬品名を指定する銘柄処方では使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であればどの製薬会社の後発医薬品でも使用する事ができます。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応を行うことが可能となります。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品^{※1}を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費^{※2}として、患者さんの自己負担となる制度を導入しました。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※1 長期収載品とは

後発医薬品のある先発医薬品で後発医薬品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※2 選定療費とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の1つで、保険外診療にあたるものです。